

七ヶ宿町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

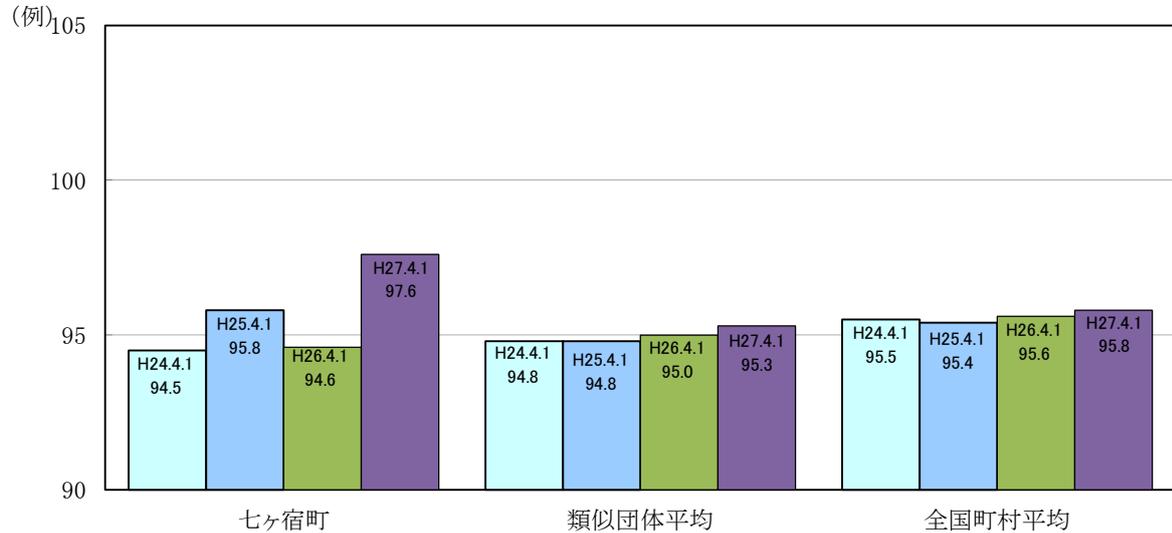
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
26	1,561	2,358,800	70,082	446,973	18.9	15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26	43	146,722	36,933	60,071	243,726	5,668	5,492

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

七ヶ宿町の平成27年のラスパイレス指数の増加は、職員構成の変動並びに経験年数階層の変動が主な要因である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）一般行政職と労務職給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2.05%引き下げ。激変緩和のため、平成30年3月31日まで経過措置（現給保障）を実施。

② その他の見直し内容 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
七ヶ宿町	39.9 歳	298,795 円	366,083 円	342,994 円
宮城県	42.3 歳	323,015 円	402,407 円	円
国	43.5 歳	334,283 円	408,996 円	- 円
類似団体	41.3 歳	301,497 円	352,840 円	330,387 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
七ヶ宿町	43.8 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	---	---	---	---
うち運転手	43.8 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	自家用乗用自動車 運転者	52.5 歳	228,300 円	*
宮城県	55.2 歳	16 人	331,800 円	380,550 円	355,539 円	---	---	---	---
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	328,318 円	- 円	---	---	---	---
類似団体	49.4 歳	2 人	288,548 円	312,119 円	303,928 円	---	---	---	---

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
七ヶ宿町	---	---	---
うち運転手	* 円	3,031,800 円	*

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24～26年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 技能労務職については、3人未満のため「*」で表示している。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区分		七ヶ宿町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	144,200 円	139,500 円
	中学卒	123,900 円	127,700 円	---

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	-	*	-	-
	高校卒	-	316,900	370,300	392,300
技能労務職	高校卒	-	*	-	-
	中学卒	-	-	-	-

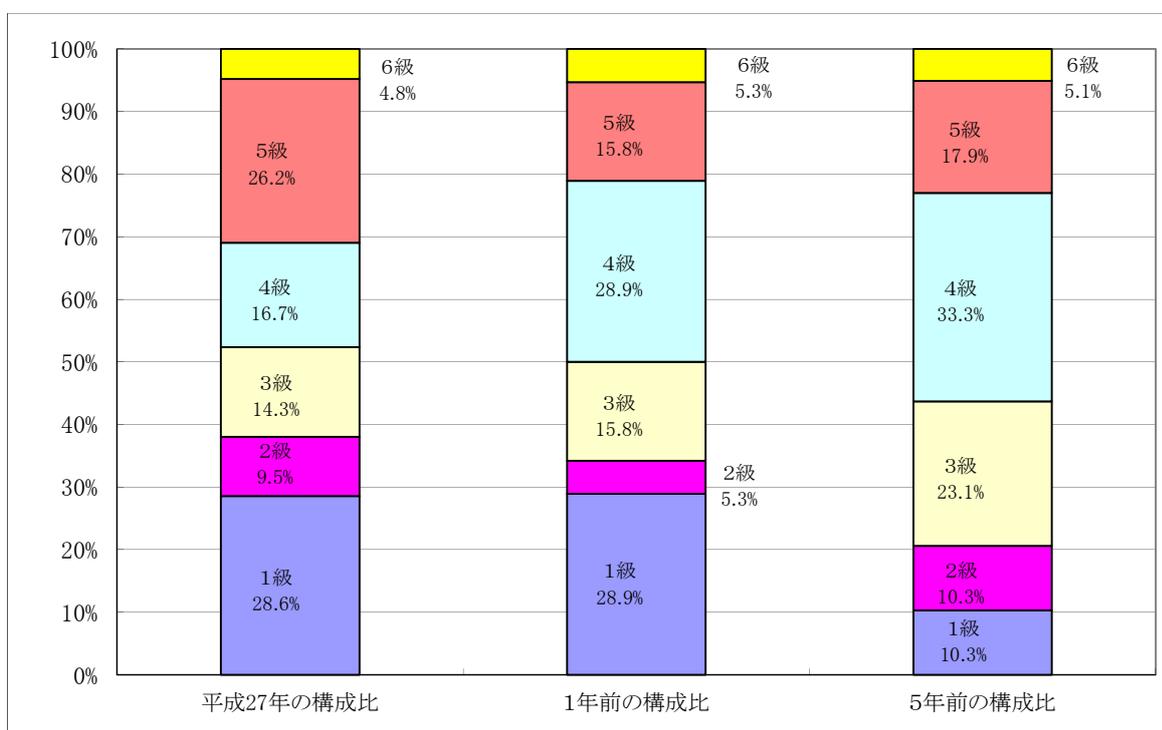
※ 3人未満は「*」で、該当者がいない場合は「-」で表示している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	12人	28.6%	137,600円	244,900円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務又はこれと同程度のもの(主事、技師)	4人	9.5%	187,700円	301,900円
3 級	係長、課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(係長、主査)	6人	14.3%	223,900円	347,700円
4 級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹)	7人	16.7%	258,300円	378,700円
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長、事務局長、次長)	11人	26.2%	285,000円	390,700円
6 級	総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長、室長)	2人	4.8%	315,800円	407,900円

(注) 1 セツ宿町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

所属長の1年間の勤務実績の評価により、昇給区分を決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

七ヶ宿町		宮城県		国	
1人当たり平均支給額(26年度) 1,354 千円		1人当たり平均支給額(26年度) 1,634 千円		---	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

所属長の半年間の勤務実績の評価を参考に町長が成績率を決定している。

(2) 退職手当 (27年4月1日現在)

七ヶ宿町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分	勤続20年	20.445 月分	25.5563 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	* 千円	* 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

1人当たり平均支給額については、3人未満のため「*」で表示している。

(3) 地域手当 定めなし

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)	2,400 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	2,400,000 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合	16.7 %			
手当の種類 (手当数)	5			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業従事職員の特殊勤務手当	防疫作業従事職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護等	— 千円	作業1日につき300円
レントゲン手当	レントゲン撮影業務従事職員	レントゲン撮影の業務に従事	— 千円	勤務1月につき3,000円
外科手術手当	診療所に勤務する医師	外科手術の業務に従事	— 千円	勤務1月につき5,000円
往診手当	診療所に勤務する医師	正規の時間外の往診の業務に従事	— 千円	健康保険法に規定する往診料+診療行為1件につき500円
研究手当	診療所に勤務する医師	研究業務に従事する職員	2,400 千円	勤務1月につき200,000円の範囲内

(5) 時間外勤務手当(一般行政職(税務部門除く))

支給実績 (26年度決算)	17,617 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	419 千円
支給実績 (25年度決算)	10,103 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	326 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員(平成25年度、26年度ともになし。)を含む。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) 3 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	---	6,323 千円	274,891 円
住居手当	1.借家、貸間を借受け居住している職員 ・23,000円以下の家賃を支払っている職員家賃-12,000円 ・23,000円を超える家賃を支払っている職員(家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ※27,000円を支給限度とする。	同じ	---	1,122 千円	160,286 円
通勤手当	1.交通機関等の利用 ・支給限度額55,000 ・定期券使用が最も経済的・合理的である区間については、支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については回数乗車券等による通勤21回分の運賃等の額 2.自動車等の使用者 通勤距離が片道2km以3,500円～15,800円	一部異	自動車等の使用者 距離区分・額の異国の場合、使用距離により2,000円～24,500円	2,445 千円	90,563 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給 (49,600円、51,900円)	同じ	---	4,661 千円	582,638 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給	同じ	---	--- 千円	--- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給	同じ	---	--- 千円	--- 円
宿日直手当	日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 日直勤務1回 1,000円 宿直勤務1回 4,200円	一部異	国は1回4,200円	217,000 千円	9,435 円
管理職特別手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	同じ	---	--- 千円	--- 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に支給地に在勤する職員に対して支給	同じ	---	2,616 千円	70,707 円

(注) 一般行政職(税務部門除く)。管理職手当は、定額制。

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給料	町 長	578,900円（30%減） （ 827,000円 ）	円	（参考）類似団体における最高 / 最低額 828,000円 / 435,600円	
	副 町 長	477,600円（20%減） （ 597,000円 ）	円	667,000円 / 421,500円	
報酬	議 長	260,000円 （ 円 ）	円	316,000円 / 171,100円	
	副 議 長	219,000円 （ 円 ）	円	251,000円 / 119,000円	
	議 員	212,000円 （ 円 ）	円	230,000円 / 100,000円	
期末手当	町 長	（26年度支給割合） 2.95 月分			
	副 町 長 議 長 副 議 長 議 員	（26年度支給割合） 3.20 月分			
退職手当	町 長	（算定方法） 578,900×在職月数×0.44		（1期の手当額） 12,226,368円	（支給時期） 任期毎
	副 町 長 備 考	477,600×在職月数×0.26		5,960,448円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

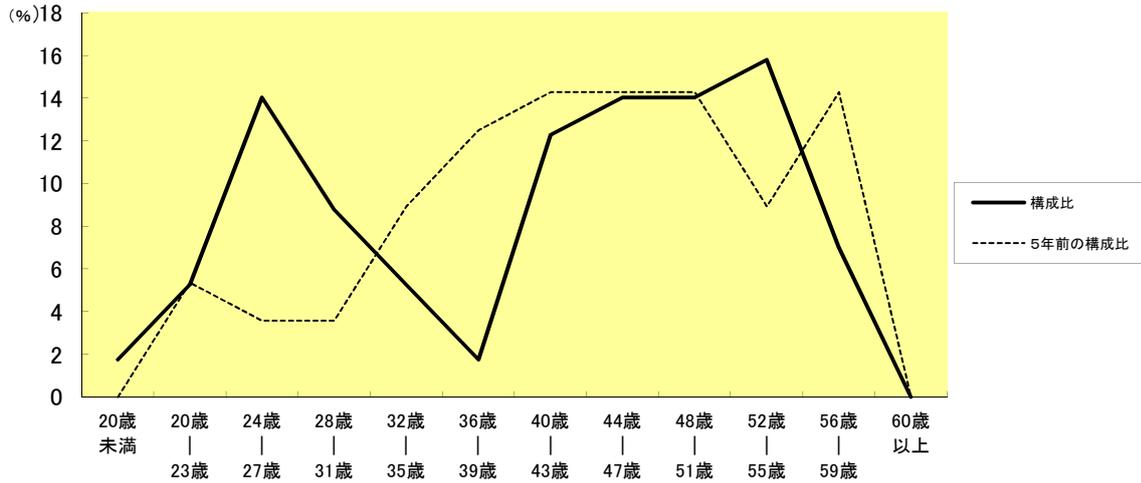
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 行 政 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	3 組織改編及び配置換えによる増 △2 組織改編による減 △1 組織改編による減 1 組織改編による増 1 配置換えによる増
		総 務	12	15	3	
		税 務	4	2	△2	
		民 生	7	6	△1	
		衛 生	4	5	1	
		農 林 水 産	4	5	1	
	計	38	40	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 243.43 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 176.22 人)	
	教 育 部 門	5	7	2	配置換えによる増	
	小 計	43	47	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 275.46 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 208.21 人)	
会 公 営 企 業 部 門 等	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	6	6	0		
		1	1	0		
		1	1	0		
	小 計	2	2	0		
合 計	53	57	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 339.53 人		
	[74]	[74]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	8人	5人	3人	1人	7人	8人	8人	9人	4人	0人	57人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間	
								増減者数	増減率
一般行政		41	40	40	38	38	40	△ 1	-2.4%
教育		8	7	6	6	5	7	△ 1	-12.5%
消防									
普通会計計		49	47	46	44	43	47	△ 2	-4.1%
公営企業等会計計		8	9	9	10	10	10	2	0.0%
総合計		57	56	55	54	53	57	0	0.0%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況 ※ 公営企業の適用なし